

修正対象物品の令和2年度における輸入基準数量

令和3年1月1日に包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英EPA）が発効した場合、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の8第1項の規定に基づき、令和3年1月1日以降の令和2年度における修正対象物品の各輸入基準数量は、下記のとおりとする。

なお、令和3年1月1日に日英EPAが発効しない場合、令和3年1月1日以降の令和2年度における修正対象物品の各輸入基準数量は、引き続き、「修正対象物品の令和2年度における輸入基準数量」（令和2年5月29日公表）とする。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（日豪EPA）

項	概 要	国・地 域	輸入基準数量
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	140,000 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	205,000 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP（TPP11））

項	概 要	国・地 域	輸入基準数量
3	牛肉	発効国全体	613,600 トン
4	豚肉	オーストラリア	813 トン
5	豚肉	カナダ	273,815 トン
6	豚肉	シンガポール	0 トン
8	豚肉	ニュージーランド	0 トン
10	豚肉	ベトナム	0 トン
13	豚肉	メキシコ	120,757 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	19 トン
15	豚肉調製品	カナダ	33 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	8 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン
24	ホエイ（乳たんぱく質 25%未満）	発効国全体	5,667 トン
25	ホエイ（乳たんぱく質 25%以上 45%未満）	発効国全体	5,056 トン
26	オレンジ	発効国全体	39,000 トン
27	SPF 製材	カナダ	1,636,000 m ³

28	パーティクルボード	ニュージーランド	67,200 m ³
29	OSB 等	カナダ	233,000 m ³
31	合板	ベトナム	206,000 m ³
33	針葉樹合板	カナダ	7,200 m ³
35	針葉樹合板	ニュージーランド	62,400 m ³

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日欧EPA）

項	概 要	国 ・ 地 域	輸入基準数量
37	牛肉	欧州連合	45,056 トン
38	豚肉	欧州連合	387,980 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	5,076 トン
40	ホエイ(乳たんぱく質 25%未満)	欧州連合	2,611 トン
41	ホエイ(乳たんぱく質 25%以上 45%未満)	欧州連合	2,267 トン
42	オレンジ	欧州連合	2,000 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（日米貿易協定）

項	概 要	国 ・ 地 域	輸入基準数量
44	牛肉	アメリカ合衆国	242,000 トン
45	豚肉	アメリカ合衆国	305,378 トン
46	豚肉調製品	アメリカ合衆国	2,155 トン
47	ホエイ(乳たんぱく質 25%未満)	アメリカ合衆国	1,100 トン
48	ホエイ(乳たんぱく質 25%以上 45%未満)	アメリカ合衆国	1,000 トン
49	オレンジ	アメリカ合衆国	37,050 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英EPA）

項	概 要	国 ・ 地 域	輸入基準数量
51	牛肉	英国	11,264 トン
52	豚肉	英国	97,025 トン
53	豚肉調製品	英国	1,269 トン
54	ホエイ(乳たんぱく質 25%未満)	英国	653 トン
55	ホエイ(乳たんぱく質 25%以上 45%未満)	英国	567 トン
56	オレンジ	英国	1,500 トン

【備考】

・ 項番号は、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）別表第 1 に規定する項番号。

※「修正対象物品の令和 2 年度における輸入基準数量」（令和 2 年 5 月 29 日公表）に、上記 5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英EPA）を追加し、下線部を変更。